

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書	
<b>【提出先】</b>	関東財務局長	
<b>【提出日】</b>	平成26年 8月13日	
<b>【会社名】</b>	日本パイリーン株式会社	
<b>【英訳名】</b>	JAPAN VILENE COMPANY,LTD.	
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 吉田 俊雄	
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号	
<b>【電話番号】</b>	03 ( 4546 ) 1111 ( 代表 )	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	総務部長 神澤 敏文	
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号	
<b>【電話番号】</b>	03 ( 4546 ) 1111 ( 代表 )	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	総務部長 神澤 敏文	
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式	
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当	1,728,000,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。	
<b>【縦覧に供する場所】</b>	日本パイリーン株式会社大阪支店 ( 大阪市中央区久太郎町三丁目 5 番19号 ) 日本パイリーン株式会社名古屋支店 ( 名古屋市中区栄二丁目 2 番12号 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )	

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

四半期報告書（事業年度 第69期 第1四半期 自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）を平成26年8月13日に関東財務局長に提出いたしました。この四半期報告書の提出により、当該書類を平成26年8月7日付で提出した有価証券届出書の参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、訂正届出書を提出するものであります。

また、割当予定先である東レ株式会社が第134期第1四半期に係る四半期報告書を平成26年8月8日に関東財務局長へ提出したことに伴う訂正も併せて行っております。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

平成27年3月期第1四半期の業績等の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 頁で示しております。

## 第一部 【証券情報】

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

(訂正前)

a . 割当予定先の概要	
名称	東レ株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第133期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月25日関東財務局長に提出

(訂正後)

a . 割当予定先の概要	
名称	東レ株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第133期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月25日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第134期 第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日関東財務局長に提出

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第68期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月27日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第68期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月27日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第69期 第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月13日に関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成26年8月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日（平成26年8月7日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年8月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年8月13日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。